

## 資料1 行田市景観計画の策定について

### 1. 景観計画策定の背景・目的

#### (1) 背景・目的

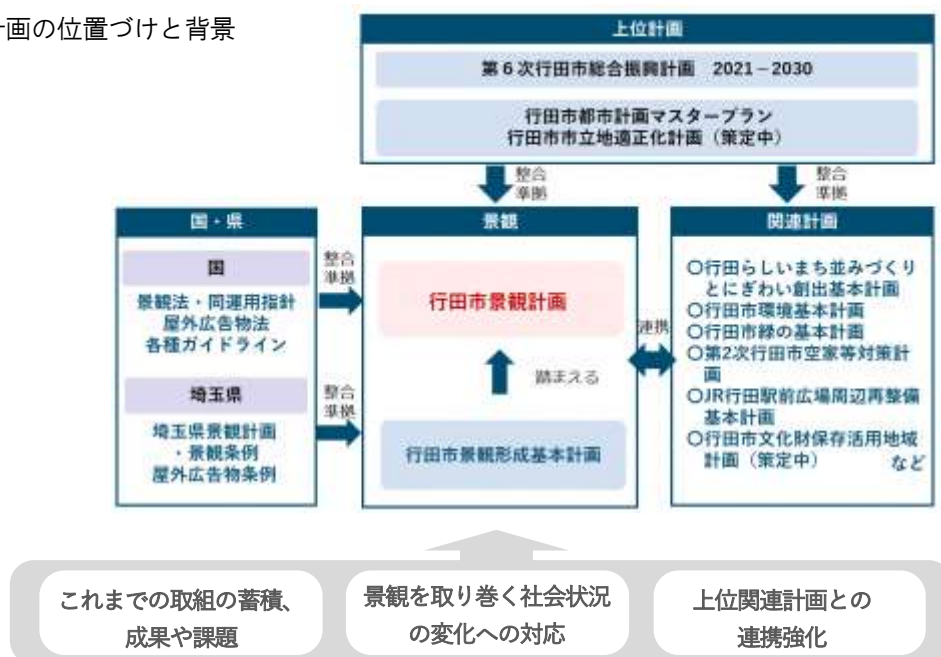
国においては、平成16年6月に我が国初の景観についての総合的な法律である景観法を制定し、地方自治体が発揮できる法的な仕組みを整えとともに、埼玉県においては、平成19年に埼玉県景観条例を改正するとともに、翌20年4月に埼玉県景観計画を策定し、埼玉県の特性を生かした景観形成を進めています。

本市では、平成11年3月に行田市景観形成基本計画を策定し、良好な景観形成に取り組むとともに、平成26年には、行田市都市計画マスタープランをまち並みや景観的な視点から具現化した「行田らしいまち並みづくりとにぎわい創出基本計画」を策定し、まち並み景観づくりにかかる取組に「にぎわいの視点」も取り入れた事業を展開しています。

この間、まち並み景観づくりの実現に向け、八幡通りを対象とした「まち並み景観形成モデル事業」を実施し、「八幡通り修景ルール」を設けたうえで、行田らしいまち並みの景観形成やにぎわいの創出を官民連携で進めてきました。

このように、本市では、まち並み景観形成にかかる様々な取組を展開しておりますが、行田市都市計画マスタープランに掲げる「水と緑と歴史のまちにふさわしい景観の形成」、「良好な市街地景観の形成」を展開していくためには、景観づくりに対する恒常的・一体的なルールを設け、行田の地域性を生かした景観形成が必要なことから、本市の景観まちづくりに関する総合的な計画として「行田市景観計画」を策定するものです。

#### ■景観計画の位置づけと背景



## 2. 景観法・景観計画について

### (1) 景観法・景観計画について

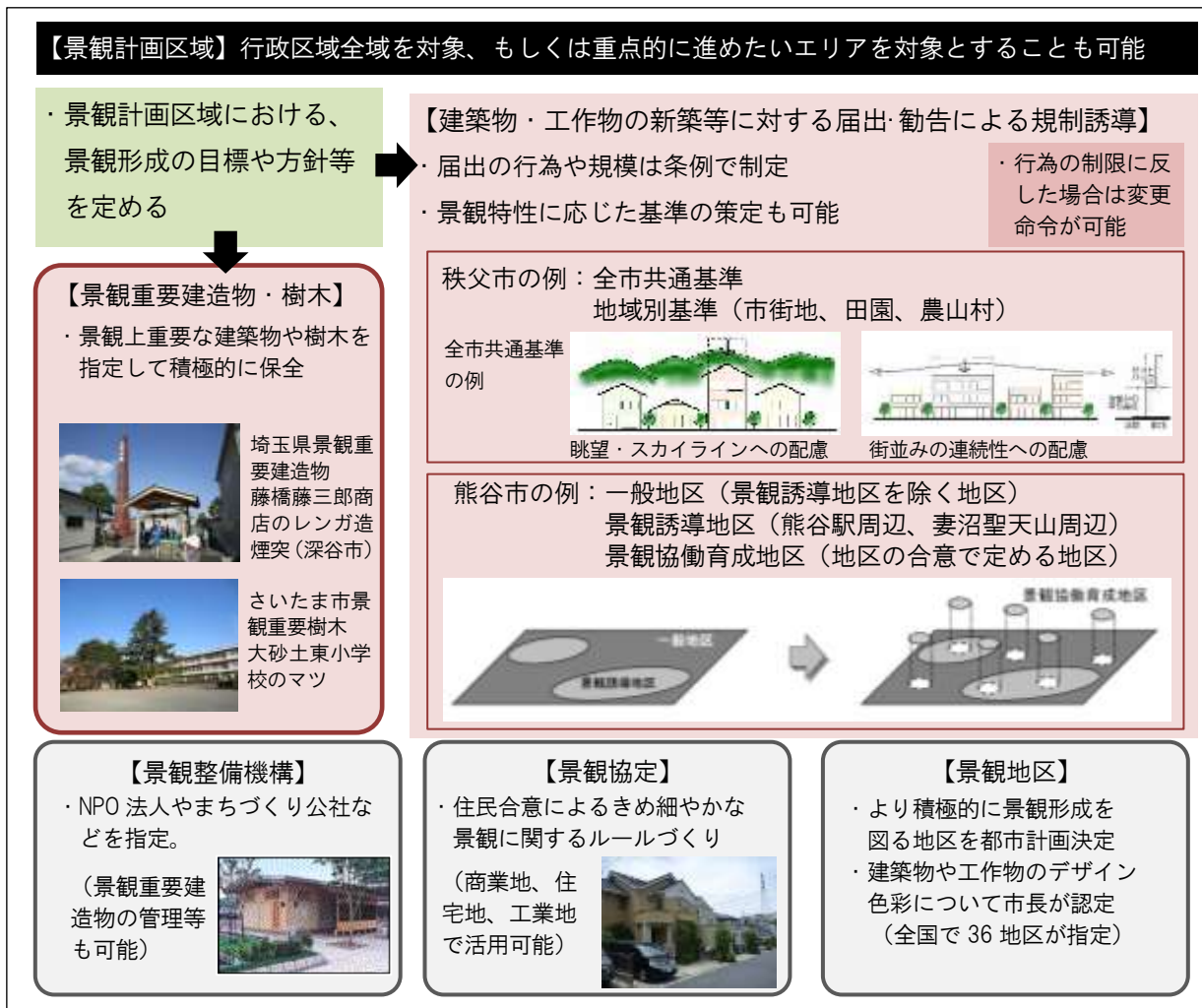
- ・景観法は、平成 17 年 6 月 1 日に都市緑地保全法及び屋外広告物法の改正と合わせ「景観緑三法」として完成施行された景観についての総合的な法律です。
- ・景観法では、「良好な景観形成の理念」と当該理念を実現するための手段としての「景観計画」から構成されており、さらに「景観重点地区（区域）」の設定や「景観重要建造物及び樹木」の指定などの制度が示されています。
- ・また、景観法の特徴として、市町村は景観行政団体となることで「景観計画」の策定が可能となります。景観計画の策定によって、景観計画の区域に指定した地域では、建築物の建設や造成等において景観に影響を与える行為を行う場合に、届出を義務づけることができ、これまで規制が難しかった建築物や工作物の色彩やデザインの規制及び誘導を行うことが可能となります。

### ■景観法の特徴

#### 景観法の基本理念

- 公共性：良好な景観は、将来に継承していくべきみな財産とする（公共財）
  - 総合性：景観は、見えるものだけでなく、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等、その地域の暮らしが見えてくるものを景観とする
  - 地域性：地域に住む方の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性や特長を伸ばし育てていくものとする
  - 協働：良好な景観は、観光や地域間の交流の促進に大きな役割を担うことから、自治体、事業者及び住民が協働して取り組むものとする
  - 保全と創出：保全をしながら、必要に応じて時代に適した景観を創るものとする
- 
- 対象区域：都市部だけでなく農村部や自然公園等も対象とする
  - 自治体の裁量：地域の特性が反映できるよう、条例での規制を可能とする
  - 実効性：変更命令等の規制を可能とする
  - 住民参加：景観計画区域の策定提案等に NPO や住民参加を容易とする
  - ソフト手法：景観整備及び保全において、景観協定等のソフト手法の活用も可能とする
  - 認定：景観地区等において、建築物や工作物の形態意匠にかかる認定制度を創設する
  - 支援措置：景観重要建造物に関する建築基準法の規制緩和、予算、税制など、景観整備及び保全への支援を措置する

## ■ 景観法の概要



## ■ 景観計画に定める事項

### ◆ 必須事項

- ① 景観計画の区域
- ② 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（景観形成基準）
- ③ 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

### ◆ 努力事項

- ④ 良好な景観の形成に関する方針（努力規定）

### ◆ 選択事項

- ⑤ 良好な景観の形成のために必要な事項
  - ・ 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
  - ・ 良好な景観の形成に重要な道路、河川、公園などの公共施設（景観重要公共施設）の整備に関する事項及び占有許可基準
  - ・ 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

### ◆ その他

- ・ 自治体の判断により、実現化方策などの項目を任意に追加することが可能

景観づくりに関するマスタープランと  
規制・誘導方策の組合せ

## (2) 行田市の景観計画策定の視点

4つの視点を中心に景観計画を策定するものとします。

### 視点1 重点的に景観形成を進めるエリアの戦略を構築する

- ・上位計画の位置付け、景観特性及び市民意向やプレイヤーの有無等の要件から、重点的に取り組むべきエリアを抽出し、優先度の高いエリアから重点地区の指定を検討します。
- ・重点的に取り組むべきエリアにおいては、ルールや景観整備事業、市民等の担い手と協働したマネジメントによりビジョン（目指す姿）を実現します。

### 視点2 景観を取り巻く社会状況の変化へ対応する

- ・景観の利活用に対する社会的ニーズの高まりを踏まえ、景観特性及び景観まちづくりの意義（暮らし、観光等）を顕在化します。
- ・景観計画策定を通じて地域ごとの景観特性を把握し、場所の特性や建築主体に応じたきめ細やかな誘導の基準、届出等の仕組みを構築します。
- ・より良いものを創出するための仕組み（事前協議の実施や景観アドバイザー会議の設置、公共施設による景観誘導等）を構築します。

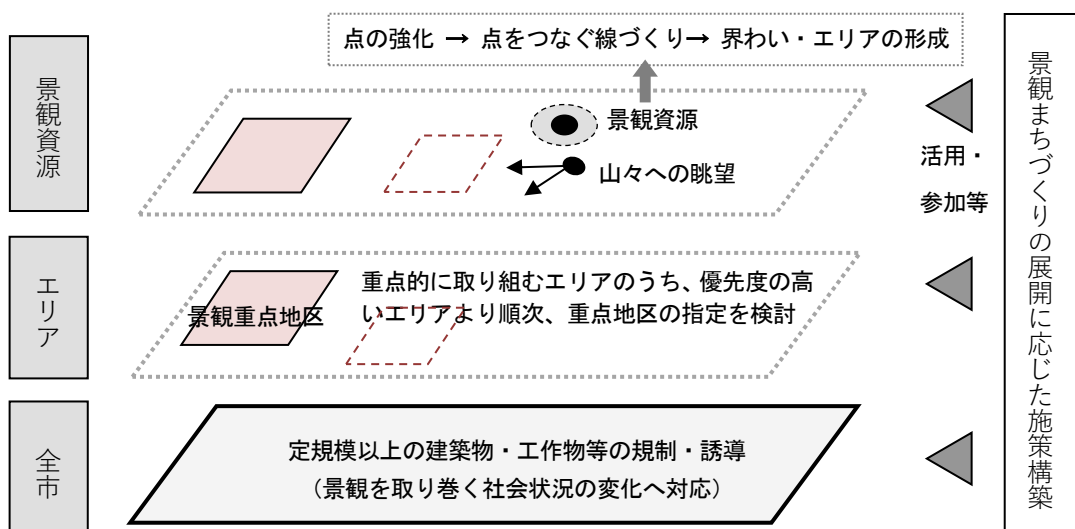
### 視点3 景観まちづくりの展開に応じたステップアップ型の施策を構築します

- ・地域や場所ごとに特性や資源、取組状況は様々であることから、景観形成基本計画に掲げる景観形成の3つの視点（点→線→面）を受け継ぎ発展させ、景観まちづくりに取り組む個人や団体が、その活動展開に応じて、活用・参加しやすい施策を構築します。

### 視点4 将来像の見える化により、景観まちづくりの担い手の共感・参加を促進する

- ・市民が行田の暮らしや目指す方向性を知り・語る、又は市外の人が行田の魅力や取組を知ることができよう、庁内関係各課が景観計画の役割を認識し、かつ、円滑な連携・協働を進めるツールとしての景観計画の役割を意識します。

#### ■景観計画における取組イメージ



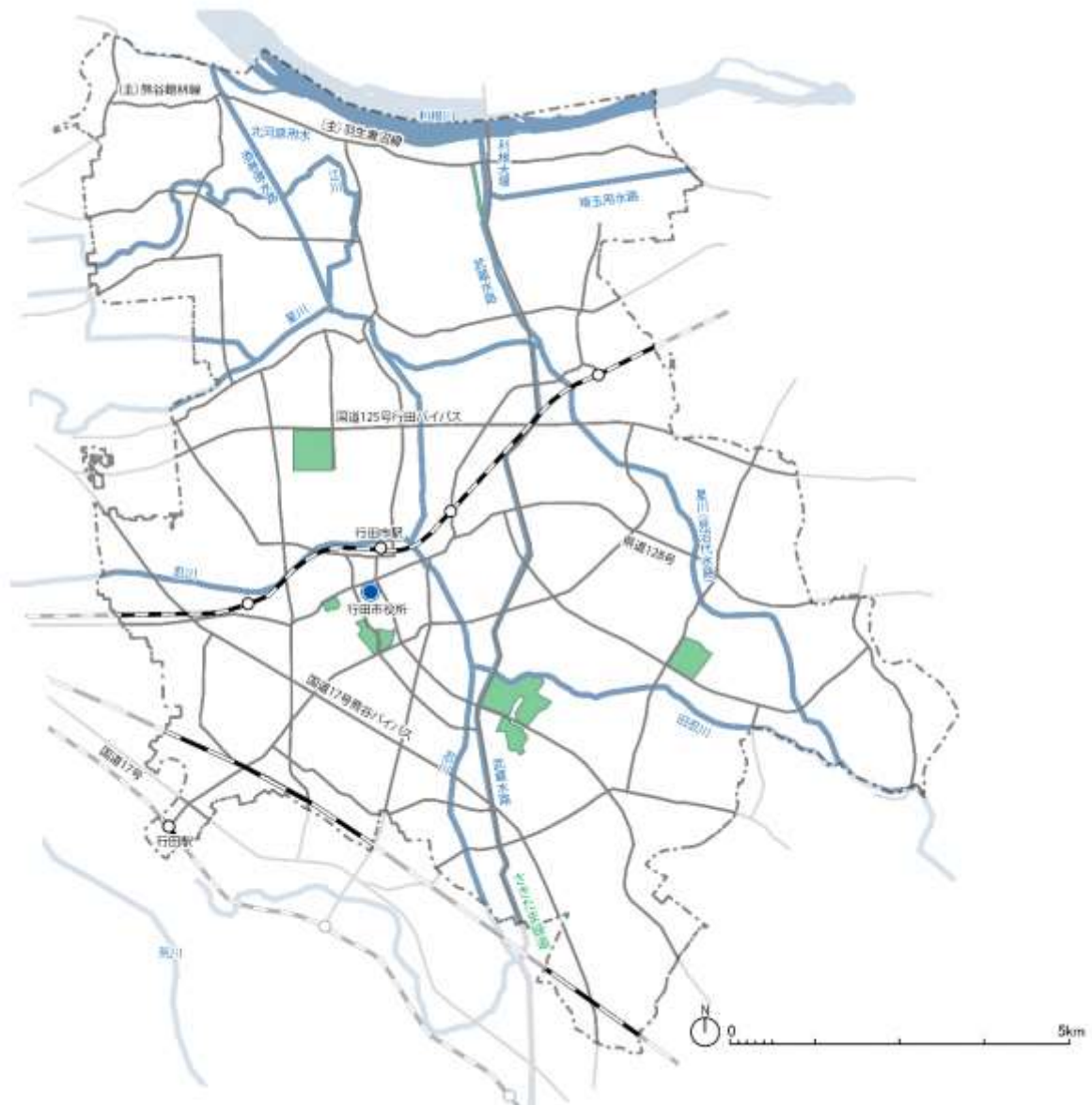
### 3. 対象地区

#### (1) 対象地区

景観づくりは、都市計画、歴史・文化、農業、観光、土木、環境等を包括する分野横断的な取組であるため、行田市全域を景観計画区域と想定します。

また、行田市がこれまで進めてきた取組（景観整備、歴史的な建造物の保全・活用など）を踏まえ、市民に親しまれ、対外的にも重要な界わい・エリアを景観形成重点地区に指定し、重点的な景観形成を検討します。

#### ■対象地区





## 4. 策定スケジュール・体制

### (1) 策定スケジュール

- ◇令和5、6年度の2か年で行田市景観計画及び行田市景観条例を策定するものとします。なお、令和7年度に埼玉県景観計画からの移行手続きを進め、行田市景観計画の施行は、令和8年2月を予定しています。
- ◇令和5年度は、基礎情報収集・分析や景観形成の方針等を検討し、令和6年度は、建築物・工作物等のルールである景観形成基準や計画実行のための行動計画を検討します。
- ◇市民アンケートや団体アンケート、ワークショップ等を開催し、景観形成の担い手である市民や団体等のニーズを把握・反映していきます。
- ◇まち並み景観形成庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）は、計画・施策の庁内連携の場として、行田市景観計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）は、計画内容への助言の場と捉え、各会議を適切なタイミングで開催し、円滑な計画策定を進めます。

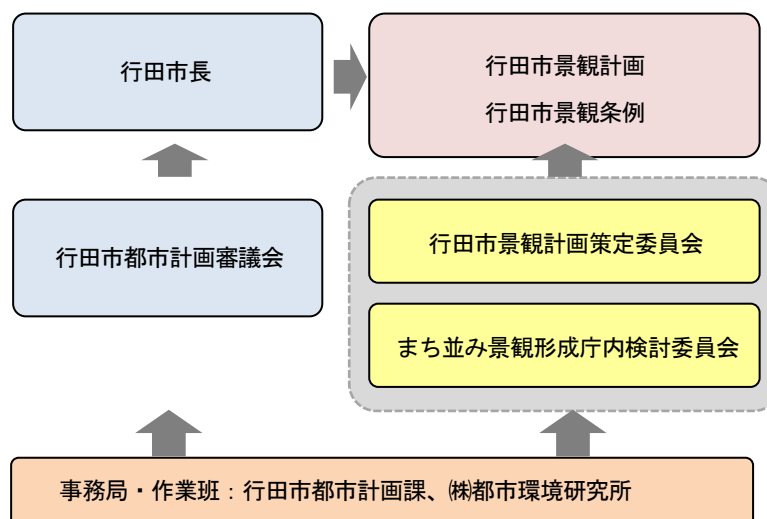
行田市景観計画等策定スケジュール

年度	取組	備考 (◇2か年で実施 ◆令和6年度に実施)
令和5年度	基礎調査（アンケート、まち並み調査など） 行田市景観計画素案	◇埼玉県との協議・調整 ◇ワークショップの開催
令和6年度	行田市景観計画案の策定 景観条例の制定	◇策定委員会、庁内検討委員会の開催 ◆説明会、パブリックコメント
令和7年度 以降	埼玉県景観計画からの移行手続き 行田市景観計画の運用開始（R8.2予定）	

### (2) 策定の体制

- ◇行田市景観計画は、策定委員会及び庁内検討委員会を中心に策定します。
- ◇策定委員会は、学識経験者、関係機関の代表及び公募市民等で構成します。

策定体制



## まち並み景観形成庁内検討委員会での主な検討事項

回数	開催時期	検討事項
第1回	令和5年11月13日	策定経緯・スケジュール 景観特性と課題の共有化 今後の景観形成の基本的な方向性の検討
第2回	令和6年2月頃	ワークショップ等の結果概要 景観特性と課題 将来像と方針
第3回	令和6年7月頃	色彩調査等の結果概要 景観形成基準等 景観づくり行動計画
第4回	令和6年11月頃	行田市景観条例素案 行田市景観計画素案

※関係各課の意見やニーズを把握するため、ヒアリングを予定しており、意見聴取はヒアリングシートを用いて行う予定です。

## 【把握事項】

- ・5~10年で進捗予定の関連施策・事業の把握（実施場所、時期、内容等）
- ・市民等と協働する施策・事業の把握（実施場所、時期、内容等）
- ・今後の施策運用（現状、課題、策定にあたり考慮すべきこと）

## 行田市景観計画策定委員会での主な検討事項

回数	開催時期	検討事項
第1回	令和5年12月18日	策定経緯・スケジュール 景観特性と課題の共有化 今後の景観形成の基本的な方向性の検討
第2回	令和6年3月上旬	ワークショップ等の結果概要 景観特性と課題 将来像と方針
第3回	令和6年8月中旬	色彩調査等の結果概要 景観形成基準等 景観づくり行動計画
第4回	令和6年12月上旬	行田市景観計画素案